

一般的な指導及び監督指針 12 項目（国交省告示 1366 号）

「項目②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項」 理解度チェック

実 施 日	受講者名	管理者	指導者
令和 年 月 日 ()		印	印

問題①

運行前は ・点呼を実施し、疾病・疲労・睡眠不足・ 等により安全運転が出来ないおそれがあるときは申し出る。運行中は を使用しないこと。

- ①報告 ②携帯電話 ③酒気帯び ④定期点検 ⑤日常点検

問題②

日常点検を怠り走行中に車両が故障すると、 に荷物を届けることが出来ないだけでなく、タイヤ脱落等の を引き起こすこともある。
大型車両の日常点検では の点検も忘れずに行うこと。

- ①重大事故 ②爆発事故 ③ホイール・ナット ④時間通り

問題③

事故や違反を起こすと、運転者に対する 処分（懲役・禁固・罰金等）や行政処分（運転免許の取り消し等）、 の賠償、会社に対する行政処分（ 等）の罰則を受ける。もし、人身事故を起こしてしまったら、 を最優先すること。

- ①廃棄 ②人命救助 ③刑事 ④車両使用停止・事業停止 ⑤損害

項目② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項 まとめ

- ・ 遵守すべき法令を正しく理解する
- ・ 運行前に日常点検を徹底し、故障や事故を未然に防ぐ
- ・ 交通事故・違反を起こした場合のリスクを認識する

結果	受講者が気づいたこと
/ 10	
指導者からのコメント	